

令和 7 年設楽町訓令第 1 号

庁中一般
出先機関一般

設楽町職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

設楽町長 土 屋 浩

令和 7 年設楽町訓令第 1 号

設楽町職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

設楽町職員の任用等に関する規程(平成17年設楽町訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第23条第5号中「記入し、職印を押すこと」を「記入すること」に改める。

別表第1の表中「栄養士」の次に「、園長」を加える。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

設楽町職員の任用等に関する規程（平成17年設楽町訓令第21号）新旧対照表

改正後	改正前																												
（通知書の記載事項等） 第23条 通知書の記載事項及び記入要領は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5） 任命権者欄には、任命権者の組織上の名称及び氏名を<u>記入すること</u>。	（通知書の記載事項等） 第23条 通知書の記載事項及び記入要領は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） （5） 任命権者欄には、任命権者の組織上の名称及び氏名を<u>記入し、職印を押すこと</u>。																												
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職級</th><th>職</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事</td><td>1 設楽町事務分掌規則（平成21年設楽町規則第13号。以下「事務分掌規則」という。）第5条第1項に規定する参事</td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する課（室）長、出納室長、次長の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する所長、支所長、課長の職</td></tr> <tr> <td>課長補佐級</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する室長、課（室）長補佐の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する課長補佐、所長補佐、副支所長、園長、保健師長の職</td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主任主査、主査の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主任主査、主査、園長、主任保育士の職</td></tr> <tr> <td>主事及び技師級</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事、技師の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主事、技師、保健師、看護師、栄養士、<u>園長</u>、園長代理、保育士の職</td></tr> <tr> <td>上記以外の職</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事補、技師補の職 2 事務分掌規則第5条第2項に規定する庁務員、自動車運転手の職</td></tr> </tbody> </table>	職級	職	参事	1 設楽町事務分掌規則（平成21年設楽町規則第13号。以下「事務分掌規則」という。）第5条第1項に規定する参事	課長級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する課（室）長、出納室長、次長の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する所長、支所長、課長の職	課長補佐級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する室長、課（室）長補佐の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する課長補佐、所長補佐、副支所長、園長、保健師長の職	主査級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主任主査、主査の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主任主査、主査、園長、主任保育士の職	主事及び技師級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事、技師の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主事、技師、保健師、看護師、栄養士、 <u>園長</u> 、園長代理、保育士の職	上記以外の職	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事補、技師補の職 2 事務分掌規則第5条第2項に規定する庁務員、自動車運転手の職	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職級</th><th>職</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事</td><td>1 設楽町事務分掌規則（平成21年設楽町規則第13号。以下「事務分掌規則」という。）第5条第1項に規定する参事</td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する課（室）長、出納室長、次長の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する所長、支所長、課長の職</td></tr> <tr> <td>課長補佐級</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する室長、課（室）長補佐の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する課長補佐、所長補佐、副支所長、園長、保健師長の職</td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主任主査、主査の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主任主査、主査、園長、主任保育士の職</td></tr> <tr> <td>主事及び技師級</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事、技師の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主事、技師、保健師、看護師、栄養士、<u> </u>、園長代理、保育士の職</td></tr> <tr> <td>上記以外の職</td><td>1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事補、技師補の職 2 事務分掌規則第5条第2項に規定する庁務員、自動車運転手の職</td></tr> </tbody> </table>	職級	職	参事	1 設楽町事務分掌規則（平成21年設楽町規則第13号。以下「事務分掌規則」という。）第5条第1項に規定する参事	課長級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する課（室）長、出納室長、次長の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する所長、支所長、課長の職	課長補佐級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する室長、課（室）長補佐の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する課長補佐、所長補佐、副支所長、園長、保健師長の職	主査級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主任主査、主査の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主任主査、主査、園長、主任保育士の職	主事及び技師級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事、技師の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主事、技師、保健師、看護師、栄養士、 <u> </u> 、園長代理、保育士の職	上記以外の職	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事補、技師補の職 2 事務分掌規則第5条第2項に規定する庁務員、自動車運転手の職
職級	職																												
参事	1 設楽町事務分掌規則（平成21年設楽町規則第13号。以下「事務分掌規則」という。）第5条第1項に規定する参事																												
課長級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する課（室）長、出納室長、次長の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する所長、支所長、課長の職																												
課長補佐級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する室長、課（室）長補佐の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する課長補佐、所長補佐、副支所長、園長、保健師長の職																												
主査級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主任主査、主査の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主任主査、主査、園長、主任保育士の職																												
主事及び技師級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事、技師の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主事、技師、保健師、看護師、栄養士、 <u>園長</u> 、園長代理、保育士の職																												
上記以外の職	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事補、技師補の職 2 事務分掌規則第5条第2項に規定する庁務員、自動車運転手の職																												
職級	職																												
参事	1 設楽町事務分掌規則（平成21年設楽町規則第13号。以下「事務分掌規則」という。）第5条第1項に規定する参事																												
課長級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する課（室）長、出納室長、次長の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する所長、支所長、課長の職																												
課長補佐級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する室長、課（室）長補佐の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する課長補佐、所長補佐、副支所長、園長、保健師長の職																												
主査級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主任主査、主査の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主任主査、主査、園長、主任保育士の職																												
主事及び技師級	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事、技師の職 2 事務分掌規則第8条第1項に規定する主事、技師、保健師、看護師、栄養士、 <u> </u> 、園長代理、保育士の職																												
上記以外の職	1 事務分掌規則第5条第1項に規定する主事補、技師補の職 2 事務分掌規則第5条第2項に規定する庁務員、自動車運転手の職																												

3	事務分掌規則第8条第1項に規定する 准看護師、主事補、技師補の職	3	事務分掌規則第8条第1項に規定する 准看護師、主事補、技師補の職
4	事務分掌規則第8条第2項に規定する 主任調理員、調理員の職	4	事務分掌規則第8条第2項に規定する 主任調理員、調理員の職